

寄附金の税額控除制度

この度、所得税法一部改正等の施行により「租税特別措置法施行令」が改正され、本年（平成23年1月4日認定）公益財団法人として認定されている当会は、今回の改正に伴った内閣府への申請手続きを経て別添の「**税額控除に係る証明書**」を受領することができ、制度の適用が認められました。

従って、当会から皆様に依頼しています通常の『年会費』及び使途を明確しない一般的『寄附金』の合計金額を税額控除制度上の『寄附金』として、制度の適用を受けることが可能となりました。制度の詳細に関しましては、添付しています**内閣府の資料**でご確認いただければと思います。

なお、当会の制度適用の処置としましては、この寄附金などで事務処理を行っている関係上、経費節減のため2,000名を超える会員皆様方全員に領収書を発送する事はせず、**領収書発行の要求のあった会員を除き10,000円以上の寄附金を振り込まれた会員の方のみに領収書を送付する処置**とさせていただきます。しかし、毎年、税務署に確定申告をされており、この領収書の必要な方は事務局まで電話等で要求して下さい。年末までに、年間分の寄附金合計額の領収書を送付させていただきます。

公益法人制度改革のメリットの一つとなっており、**今までの『所得控除制度』より減税効果を得ることが高い『税額控除制度』**ですので、確定申告をなさる方はこの制度を大いに利活用して下さい。

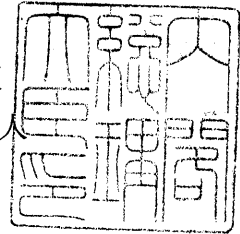
公益財団法人
特攻隊戦没者慰霊顕彰会
事務局長 羽 淵 徹 也

府益担第4648号

平成23年8月1日

公益財団法人 特攻隊戦没者慰霊顕彰会
杉山 蕃 殿

内閣総理大臣
菅 直人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成23年8月1日 から 平成28年7月31日 まで

II 総論

1. 税額控除制度について

(1) 概要

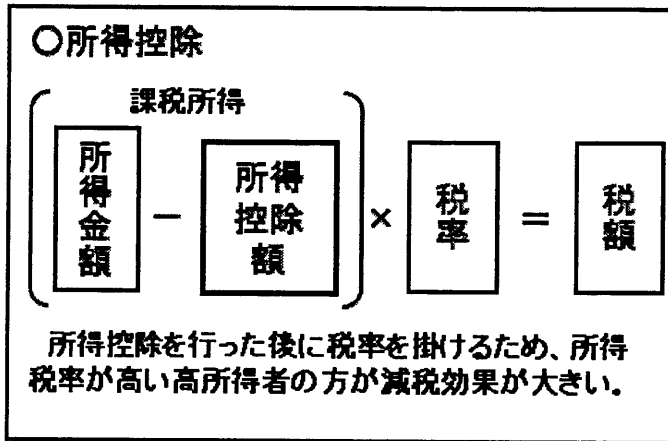
「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができます。

(2) 税額控除とは

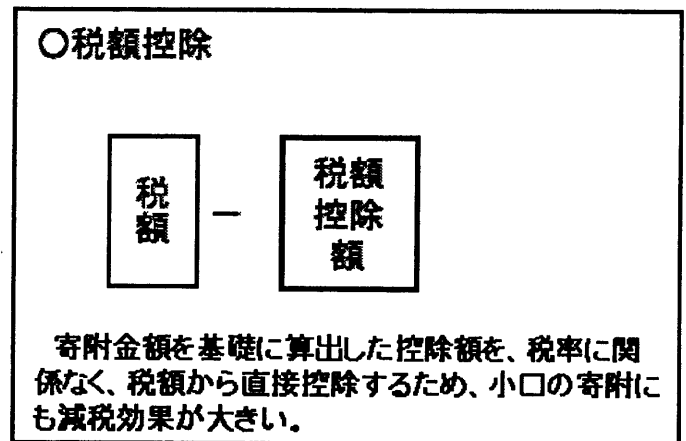
これまで、個人が、公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されてきました。

新たな税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、公益社団法人・公益財団法人の公益活動の主要な原資である寄附金収入が拡大することが見込まれます。

(これまでの寄附金控除制度)



(新たな寄附金控除制度)



(3) 具体の税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[\text{税額控除対象寄附金}(\ast 1) - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額}(\ast 2)$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。